



**東京の大学生・院生のみなさまへ
いわき市への移住を伴う県内就職を支援します！**

都内に本部がある大学・大学院の東京圏内のキャンパスに通う学部生・院生について、

- ① **交通費** (就職活動等に要した交通費)
- ② **移転費** (いわき市に移住する際にかかる移転費)

に係る支援を受けることができます。

交付額

- ① 交通費：8千円
- ② 移転費：移転に要した実際の金額※

※ 最低限の実費であることを証明する書類
(**引越業者3社からの見積書等**) が必要になります。
書類を提出できない場合は6万6千円以内での交付となります。



対象者



都内に本部がある大学・大学院の東京圏キャンパスに、原則として、4年以上在学し卒業・修了している方で、いわき市に移住し、福島県内の企業に就職する方。

※東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県(条件不利地域を除く)



対象要件

- ア 当該支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。在学中の場合は、申請時において就業開始予定日前1年以内であること。
 - イ 本市に5年以上、継続して居住する意思があること。
 - ウ 週20時間以上の無期雇用契約であること。
 - エ 勤務地限定型社員（転勤等で勤務地の変更がない）として採用予定であること 等
- ※交通費は卒業・修了年次（在学中）に申請できます。



申請に必要な書類

- ・申請書
- ・就職（内定）先企業による証明書
- ・卒業又は修了証明書（又は在学証明書）
- ・交通費、移転費の領収書
- ・移転費の見積書 等



Q 神奈川県に本部がある大学の東京圏キャンパスに在学していますが、対象になりますか。

A 対象となりません。

東京都内に大学の本部があり、東京圏キャンパスに在学していた方が対象です。

Q 引越業者からの見積は1社のみ依頼しました。移転費の申請は可能ですか。

A 他の要件が満たされている場合は申請可能です。

但し、最低限の実費であることを証明する書類として、**引越業者3社の見積書等が必要**となるので、今回の場合は6万6千円以内での交付となります。

問い合わせ先

いわき市役所総合政策部創生推進課

☎：0246-22-7551

✉：souseisuishin@city.iwaki.lg.jp

